支援します!

外国人総合相談センター埼玉

Saitama Information & Support

...... TEL 048-833-3296

【生活相談全般】

- ●実施日時 月曜~金曜(祝祭日、年末年始を除く) 午前9時~午後4時
- ●相談言語 英語、中国語、スペイン語、ポルトガ ル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベト ナム語、やさしい日本語(8言語+日本語)
- ●相談場所 原則として、電話での相談となります。

【その他(弁護士会への予約仲介)】

埼玉弁護士会が、毎週金曜日に実施している外国 人のための無料法律相談(場所:埼玉弁護士会館<さ いたま市浦和区>)の予約の仲介も行っています。ボ ランティア通訳の派遣も可能です。

【専門相談】

相談分野	入国管理	雇用・労働	法 律
応 対 者	東京入管委託団体	社会保険労務士	弁護士
実 施 日	月曜・水曜・金曜	火曜	毎月第4木曜
実施時間	午前9時~午後4時		午後1時~4時
言 語	生活相談全般と同じ。(8言語とやさしい日本語)		
主 な 相談内容	在留手続、出入国 手続 など	失業手当の受給、賃金未払い、 解雇 など	交通事故、離婚 など
相談場所	場 所:(財)埼玉県国際交流協会 国際協力県民プラザ内 所在地:さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階 交 通:JR京浜東北線 北浦和駅(西口)下車 徒歩10分		
予 約	事前に「外国人総合相談センター埼玉」に電話し、予約をしてください。		

新しい在留管理制度がスタートします

7月9日(月)、「新しい在留管理制度」と「外国人住民の住民基本台帳制度」がスタートします。これにより、「外 国人登録証明書」が廃止され、入国管理局から、新たに「在留カード」が交付されます。なお、一定期間は、「外国 人登録証明書 | が 「在留カード | と見なされるので、 「外国人登録証明書 | を引き続き所持してください。

外国人の皆さんにとって、影響が大きい制度変更です。「外国人総合相談センター埼玉」でも相談を受け付けてお りますので、ぜひご利用ください。

変更となる 主なポイントはここ!



- 在留カードの交付
- 入国管理局から 「在留カード」 が交付されます。 なお、 在留カードには、有効期間があります。
- 2 外国人登録制度の廃止

市町村が交付する「外国人登録証明書」が廃止され ます。また、外国人住民も住民票が作成されます。

3 在留期間の新たな追加 在留期間が最長5年になります。その他、各在留資 格に伴う在留期間が追加されます。

再入国許可の制度の変更

「みなし再入国許可」の制度が導入されます。この 制度の利用には、在留カードの提示が必要です。

ペルー協会埼玉が、新しい在留管理制度のセミナーを開催!

4月22日(日)、県内で最もペルー共和国出身者が多い深谷市において、「新しい在 留管理制度スタートセミナー (主催:ペルー協会埼玉)が開催されました。 在東京ペルー 共和国総領事館 フリオ・カルデナス・ベラルデ総領事も来賓として出席されました。

講師である東京入国管理局の担当官が、新しい在留管理制度について説明を行い、 随時、スペイン語への通訳がされました。外国人住民の皆さんの関心は高く、100人を 超えるペルー出身者等が参加し、会場は熱気に包まれました。質疑応答では、東京入 国管理局の担当官が一つ一つ丁寧に回答し、参加者の疑問は解消されたようでした。

